## ◎新潟県告示第606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新発田紫雲寺線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市稲荷岡字原付790番1から	新	7.8~21.3メートル	251.0メートル
同市稲荷岡字真野原2113番3まで	旧	6.5~12.0メートル	251.4メートル